

平成30年度介護保険料をお知らせします

介護保険課介護保険係・内線1446

65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）で、保険料を特別徴収（年金天引き）のみで納める方には保険料の決定通知書を、それ以外の方には納入通知書を7月12日（木）までに郵送します。

介護保険料は「立川市第7期介護保険事業計画」に基づいて決められています。第1号被保険者（65歳以上の方）の平成30年度（32年度の保険料の基準額（月額）は5880円で平成29年度（第6期）までと同額です。保険料は所得に応じて14段階に分かれています（左表）。

第1号被保険者の保険料の納め方

●特別徴収（年金天引き）
年齢・退職年金、障害年金、遺族

期限内納付にご協力を

介護保険制度は加入者が互いに

に保険料を出し合って運営する相互扶助制度です。保険料の期限内納付にご協力ください。

指定金融機関で納付できます。

普通徴収の保険料の納付には、納め忘れない口座振替が便利です。申し込みは▼介護保険料納入通知書▼預貯金通帳▼通帳に使用している印鑑を持って、指定金融機関窓口へ。

（立川タクロース1階）、各連絡所

普通徴収の口座振替のご利用を

（月額1万5000円未満）の方

なお、災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、徴収猶予や減免を受けられることがあります。ご相談ください。

（月額1万5000円未満）の方

シルバーパスの購入にもご利用ください

（月額1万5000円未満）の方

介護保険料の決定通知書、納入通知書はシルバーパスの申し込みや更新の際、非課税証明書の代わりとして、使用できます。くわしくは、東京バス協会 ☎03(5308)6950 にお問い合わせください。

平成30年度～32年度（第7期）			
所得段階	区分※1	保険料率	保険料年額（円）
1	○世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者○生活保護被保護者○中国残留邦人等の支援給付受給者○世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下等	0.42	29,600
2	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超で120万円以下等	0.60	42,300
3	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超等	0.66	46,500
4	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下等（世帯に住民税課税者がいる）	0.83	58,500
5	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超等（世帯に住民税課税者がいる）	1.00	70,500
6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満等	1.15	81,100
7※2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満等	1.28	90,300
8※2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満等	1.50	105,800
9※2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で400万円未満等	1.62	114,300
10	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で600万円未満等	1.88	132,600
11	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で800万円未満等	2.16	152,400
12	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満等	2.30	162,200
13	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満等	2.45	172,800
14	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上	2.60	183,400

※1 第7期から、「合計所得金額」は税法上の合計所得金額から分離譲渡所得の特別控除を差し引いた額です。ただし、第1段階～第5段階は当該金額から公的年金等の雑所得を差し引いた額です。
 ※2 第6期の第7段階、第8段階、第9段階の区分は、それぞれ「合計所得金額が120万円以上で190万円未満等」、「合計所得金額が190万円以上で290万円未満等」、「合計所得金額が290万円以上で400万円未満等」でした。

公共施設の再編について考えよう

市は、公共施設の再編に向けた取り組みを進めています。次世代に安全・安心な公共施設を引き継ぐために公共施設の未来について考えてみませんか。

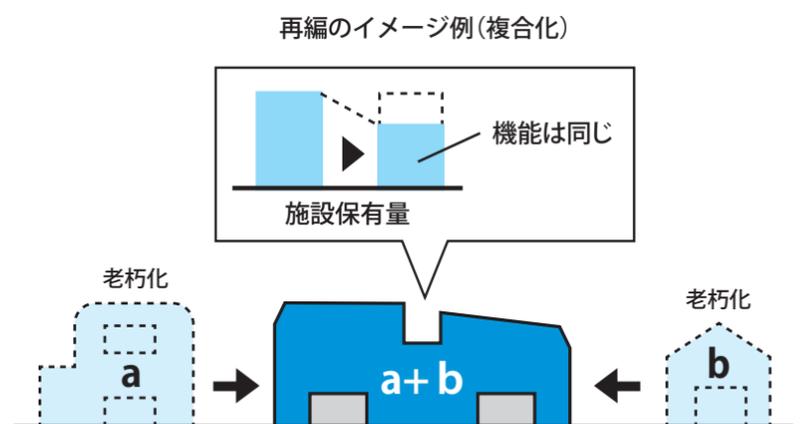
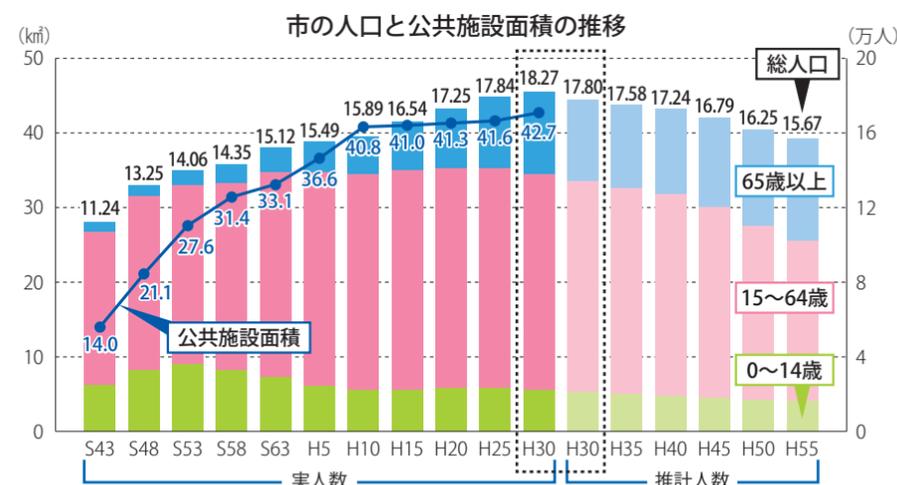
圃行政経営課・内線2702

Q 公共施設の再編はなぜ必要なの？

A 市の公共施設の多くは1960～1970年代に整備され、老朽化が問題となっています。一方、人口減少や少子高齢化に伴い、市税収入の大幅な減少が見込まれるなど、すべての施設を建て替えることは困難な状況にあります。そのため、面積や費用を削減しながら、効率的・計画的に運営していく、公共施設の再編が必要です。

Q 再編って施設を廃止することなの？

A 単に施設を廃止するだけでなく、複数の施設を複合化することや、施設を小さく減築する方法などにより、機能をできる限り維持しながら、効率的・経済的な施設の使い方に見直すことです。時代の変化にあわせて、需要が少なくなった余剰床を見直したり、新しい使い方を検討したりしていきます。



今後の検討予定

市は、平成30年度中に具体的な再編案を示した「公共施設再編個別計画」を策定する予定です。その後再編案をもとに、市民の皆さんと検討する予定です。

公共施設再編勉強会2018

公共施設再編の必要性や、他市の事例などについて説明します。直接会場へ ☎ 7月14日(土)午前10時～11時 市役所2階208・209会議室 ☎ 30人(先着順)

立川駅南口東臨時有料原動機付自転車駐車場は、工事のため、7月17日(火)～8月中旬(予定)の間、一時閉鎖します 圃交通対策課・内線2285